

期日指定定期預金規定

佐賀信用金庫
2020年4月現在

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、証書（通帳）記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。
満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項による満期日の指定がない場合は、証書（通帳）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第2項により定められた満期日から1か月間経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。
指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
証書（通帳）記載の『2年未満』利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
証書（通帳）記載の『2年以上』利率
- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数について解約日または書換継続日における普通預金利率によって計算します。
- (3) この預金を「共通規定」第4条第1項および「共通規定」第4条第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「定期性預金等 共通規定」により取扱います。

以上